

2016年10月7日

日本体育・スポーツ哲学会
有権者 各位

日本体育・スポーツ哲学会
選挙管理委員会
委員長 森田 啓

理事選挙に関する告示

平成28年9月11日に開催された日本体育・スポーツ哲学会総会において、理事の任期を3年から2年に短縮することが決定されました。これに伴い、来年度末までであった現理事の任期が今年度末で満了することになりました。

任期満了に伴う理事の選挙を、日本体育・スポーツ哲学会理事・監事選出規定（1989年10月制定、1995年9月および1996年8月改正）に基づき実施いたします。投票の期日が差し迫っており大変申し訳ありませんが、以下の理事選挙投票の実施要領にしたがって期日までに投票されますよう、よろしく願いいたします。

理事選挙投票の実施要領

1. 選挙の管理者：日本体育・スポーツ哲学会選挙管理委員会
2. 選挙有資格者：日本体育・スポーツ哲学会の正会員です。入会后2ヶ月以内の正会員と学生会員、賛助会員、名誉会員には選挙の資格がありません。
3. 被選挙人：同封の日本体育・スポーツ哲学会名簿に記載された正会員に限ります。
4. 選出理事数：10名
5. 投票用紙記載の方法
 - ①理事の投票用紙は同封の10名連記の投票用紙（理事用）を用いてください。
 - ②姓名の記載は1枠1名とします。投票は10名を限度とします。
 - ③同一姓名を複数の枠に記載した場合は1枠だけを有効とします。
 - ④姓または名のみ記載は無効となります。
 - ⑤同姓同名者については所属機関名を付記してください。
 - ⑥姓名無記入の枠は無効となります。
6. 投票の方法
 - ①郵送とします。
 - ②投票用紙（理事用）は故意に切り離さないでください。
 - ③投票用紙は「日本体育・スポーツ哲学会理事選挙 投票用紙用封筒」（茶色）に封入し、糊付けしてください。
 - ④返信用封筒は選挙管理委員会委員長の「森田啓 宛」封筒をご使用ください。この封筒には投票者の姓名を「差出人住所氏名」欄に記入ください。姓名未記入のものは無効となります。
 - ⑤返信用封筒には他の文書等を同封しないでください。
7. 投票の締切および開票
投票の締切日は2016年11月14日（月）必着です。締切後に到着の分は無効となりますので、早めに投函くださるよう、ご注意ください。
開票は選挙管理委員会で行います。
8. 問い合わせ先および方法
メールにて事務局にお問い合わせください。
事務局：office@jspspe.jp
9. 本文書のほか、以下の書類等を同封いたしました。ご確認ください。
 - ① 投票用紙（理事用）、②投票用紙封筒（小）、③返信用封筒（大）**必ず82円切手をお貼りください**、④日本体育・スポーツ哲学会名簿（2016年10月1日現在）、⑤理事、監事選出規定（本状の裏面）

以上

1989年10月14日制定

1995年9月30日改正

1996年8月18日改正

理事、監事選出規定

(趣旨)

第1条 会則第11条による理事、監事の選出は、この規定の定めるところにより行なう。

(選出の時期)

第2条 理事、監事の選出は、次の各号の一に該当する場合に行なわれる。

- (1) 理事、監事の任期が満了するとき。
- (2) 監事が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事が辞任を申し出て、理事会の運営に支障をきたすおそれがあったとき。
- (4) 理事、監事に欠員ができ、理事会の運営等に支障をきたすおそれがあったとき。

2 理事、監事の選出は、原則として、前項第1号の場合においては、任期満了の年度における総会に2か月以上先立って行なうものとし、同項第2号、第3号または第4号の場合においては、会長が必要と認めた時点で速やかに行なうものとする。

(選挙管理委員会)

第3条 会長は正会員の中から、選挙管理委員若干名を委嘱し、選挙管理委員会（以下「選管委」という）を組織する。

第4条 選管委は会長の命により、選挙に関する事務処理を行なう。

第5条 選管委は互選により、委員長と副委員長各1名を連出する。委員長は選管委を代表し、その業務運営の責を負う。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。委員は選管委の業務を行なう。

(被選挙権と選挙権)

第6条 理事、監事の被選挙権は役員任期満了年度の前年度正会員であり、当該役員選挙投票締切日において引き続き正会員である者が有する。また選挙権は当該役員選挙投票開始日の2ヶ月以前から正会員である者（以下「選挙有権者」という）が有する。

(理事、監事の選出)

第7条 理事の選出は以下の順序、方法で行なわれる。

- (1) 理事の選出は選挙および会長の委嘱による。
- (2) 理事の選挙は、選挙有権者に予め送付する投票用紙を用いて行なう。
- (3) 投票は、10名連記無記名投票とし、指定期日までに選管委に到着したものををもって有効とする。
- (4) 理事の当選者は、得票数の順により上位から10名までとする。
- (5) 定数の境界に同点者の生じた場合は、選管委がこれを抽選する。
- (6) 選挙で選ばれた理事の他、会長は、3名を限度とし、理事として委嘱することができる。

2 監事の選出は以下の順序、方法で行なわれる。

- (1) 監事2名の選出は次期理事の会で行なわれる。
- (2) 次期理事の会で選出された監事は会長が任命する。